

児童相談所と児童虐待

京都市第二児童相談所長

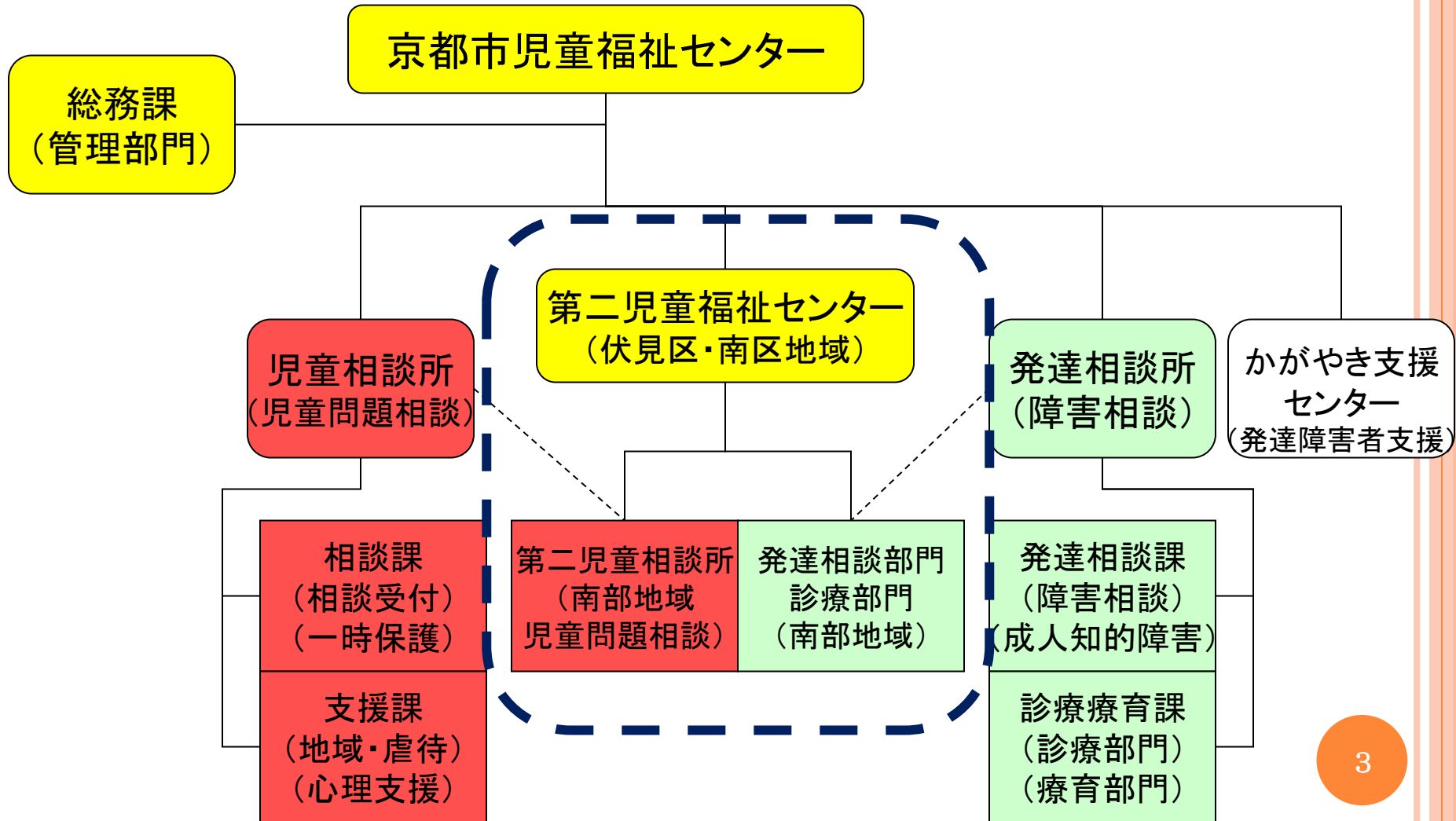
後藤 弘雅

1 児童相談所とは



- 養護, 虐待, 非行, 育成など, 18歳未満の子どもについての相談に応じ, 関係機関との連絡調整等を行うとともに, 児童福祉司, 児童心理司などの専門スタッフが調査・判定・心理診断等を行い, 一人ひとりに最も適した支援の方法を提案します。(児童福祉法第12条に基づき設置)
- 子どもを育てる家庭環境に関する相談: 保護者の子育てについての悩み, 病気などの理由で家庭での子育てができない場合
- 子どもの行動に関する相談: 家庭での暴力, 盗みなど非行や不登校
- 子どもの虐待に関する相談・通告: 虐待されていると思われる子どもを見つけたら, すぐに相談・通告を
- 里親に関する相談: 何らかの理由で家庭で生活ができない子どもを愛情を持って養育していただける里親さんの募集及び里親さんの育成支援も行っています。

児童福祉センター組織図



2 児童虐待とは

- **児童虐待**は、「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、わが国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」とし、**子どもの権利を侵害する行為**です。

・児童虐待の防止に関する法律（平成12年成立。以下、「児童虐待防止法」という。）

法の目的は「**児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資すること。**」としています。（第1条）

児童虐待の定義とは

児童虐待とは、保護者（親権を行う者，未成年後見人その他で，児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について加える4つの行為と定義されています。（児童虐待防止法第2条）

- 1 身体的虐待**: 児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。(3割弱)
- 2 性的虐待**: 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。(若干数)
- 3 ネグレクトNeglect(養育の怠慢・放置・拒否)**: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による虐待の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。(1割)
- 4 心理的虐待**: 児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(DV)など，児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(6割弱)

虐待であるかどうか

- 「虐待の定義は、あくまでも子ども側の定義であり、親の意図とは、無関係です。
- その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから虐待というのでは、ありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、**子ども側にとって有害な行為であれば、虐待なのです。**
- 我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、**子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を**かえなければなりません。」

(小林美智子1997)(こども虐待対応の手引き)

児童虐待相談・通告受理後の対応

①受理会議

初期調査対応方針を協議し決定

②初期対応

原則48時間以内の安否確認, 児童・保護者に関する関係機関からの情報収集, 安全確保を優先した緊急一時保護の必要性の有無の判断

③虐待判定会議

初期調査に基づき虐待の有無, 重症度等の認定, 今後の対応方針の決定。

虐待通告に係る初期対応後の処遇状況

- 虐待ケースの殆どが在宅ケース。
- <京都市の令和2年度の状況>
 - 相談通告受付数 2,907件(100%)
 - 虐待認定数 2,175件(74.8%)
 - 施設等入所数 20件(0.9%:認定数に対して)
 - 在宅ケース数 2,155件(99.1%:認定数に対して)

通告は、緊急保護を優先しないといけない重篤なものから、近隣からの泣き声通告や警察からの児童の面前若しくは非面前でのDV通告等多岐に渡る

一時保護とは

- 児童福祉法第33条において児童相談所長が必要に応じて実施できると規定。(ただし、2か月の範囲内で)
- 児童の**生命・身体の安全を確保するために緊急の必要**があるときは**親権者等の意に反してもできる**。
- しかし、保護する場合、子どもや保護者に対して保護理由の説明と理解、協力を得るよう努力することが**今後の対応に大きく影響**するため、**丁寧に実施しなければならない**。
- 一時保護は行政処分に該当するため親権者等は不服申し立てを行うことができる(自治体の首長に対し)
- 児童相談所という**行政機関に児童の保護権限を持たせているのは、世界的にも稀**。通常は裁判所の許可を得て、児童を保護する部門と、その後の家族再統合に向けた支援部門は別れているが、日本では全て児童相談所が担っている。

一時保護の課題

- ・児童相談所長の判断で一時保護できるのは2か月まで(2か月を超過する場合は、家庭裁判所の承認が必要、その後も2か月毎に同様の承認手続が必要)
- ・施設入所についても、親権者の同意が得られない場合、家庭裁判所の審判が必要
- ・刑事事件の場合は加害者側を拘束するが、一時保護の場合は被害者側(児童)を保護(拘束)するため、保護される児童の負担が大きい。(学校に行けないことをはじめ行動を制限されること、なじみのない環境で集団生活を強いられる等々)
- ・刑事事件の場合、事後(事件発生後)、証拠を集めたうえで、家庭裁判所の承認の元、逮捕状が発行されて初めて逮捕されるが、虐待事案の場合、報道等では、事前(事件発生前)に、児童相談所の責任で一時保護の実施を求められる。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

一時保護の開始時の司法審査等（5．関係）

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
 - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。

